[事案 30-178] 転換契約無効請求

- · 平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、「事案 30-179」の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年10月に契約した終身保険を減額して、平成20年5月に医療保険に一部転換したが、以下等の理由により、一部転換を無効にして、転換前の契約に戻してほしい。

- (1)がん保障を希望したにもかかわらず、付加されていなかった。
- (2)条件の良い時に加入した保険を変更する不利益事項の説明がなかった。
- (3) 本転換は無料で1日目から入院給付金が出るようにするための手続きだと思っていたが、そうではなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)転換時には、がんに対する保障の話は出ていない。
- (2) 募集人は、本転換手続きの意味内容について、転換前契約の一部分割手続であることなどを設計書を用いて説明した。
- (3)募集人は、入院給付金が1日目から出るようになると説明したが、無料だとは言っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換時にがん保障に関するやり取りがあったとは認められず、募集人の説明義務違反があったとは認められず、申立人が主張するような誤信をしていたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。